

令和5年神審第12号

裁 決

漁船A岩場衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和4年11月11日20時15分

福井県越前岬西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 5.8トン

登 録 長 11.20メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 316キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室前部中央に磁気コンパス、その前方に左舷側から順に魚群探知機、GPSプロッター及びレーダー、同コンパス右舷側に舵輪、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和4年11月11日16時05分福井県左右漁港を発し、越前岬南西方沖合の漁場に向かった。

ところで、越前岬西方沖合には、海岸線に沿って多数の岩場（以下「越前岬岩場」という。）が存在し、a受審人は、同沖合を多数回航行した経験から、その存在を承知しており、GPSプロッターに越前岬岩場が表示されていた。

a受審人は、16時20分前示漁場に到着し、20時頃まで操業を行ったのち、帰航することとし、越前岬灯台や陸上の灯りを見て、帰航する針路を決め、20時12分半僅か過ぎ越前岬灯台から252度（真方位、以下同じ。）770メートルの地点で、針路を左右漁港西方沖合に向く013度に定めて発進し、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、ヘッドアップ表示としたレーダー、GPSプロッター、魚群探知機をそれぞれ作動させ、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、入港に備えて家族に帰宅時刻等を知らせるため、スマートフォンで通話を始め、20時13分僅か前越前岬灯台から260度720メートルの地点に至り、右舵がとられ、針路が039度に転じられて続航した。

a受審人は、20時14分越前岬灯台から285度520メートルの地点に達したとき、左右漁港西方沖合に向く針路から外れて、越前

岬岩場に向首する態勢であったが、スマートフォンの通話に気を奪われ、越前岬灯台、陸上の灯り及びGPSプロッターを見て保針状況を確認するなど、針路の確認を十分に行わなかったため、この態勢に気付かなかった。

こうして、a受審人は、越前岬岩場に向首して進行し、20時15分越前岬灯台から321度480メートルの地点において、越前丸は、原針路、原速力のまま、越前岬岩場の水上岩に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にたり、視界は良好であった。

衝突の結果、両舷船首部船側外板等に圧壊などを生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件岩場衝突は、夜間、越前岬西方沖合において、同岬沖合を北上中、スマートフォンを使って連絡を行う際、針路の確認が不十分で、越前岬岩場に向首して進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、越前岬西方沖合において、同岬沖合を北上中、スマートフォンを使って連絡を行う場合、越前岬灯台、陸上の灯り及びGPSプロッターを見て保針状況を確認するなど、針路の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、スマートフォンの通話に気を奪われ、針路の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、左右漁港西方沖合に向く針路から外れて、越前岬岩場に向首する態勢に気付かずに進行して同岩場の水上岩に衝突する事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年11月29日

神戸地方海難審判所

審判官 池田博美